

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和5年12月1日発行

令和5年 第4号

環境政策課

TEL 229-3139 FAX 229-3354



年々の家庭ごみ収集日について

12月29日(金)・30日(土)は、下表のとおり「燃やせるごみ」と「容器包装プラスチック」を収集します。地域によっては通常の曜日と異なる種類を収集したり、収集時間が大幅に前後したりする場合があります。ごみ出しルールを守り、決められた場所へ決められた時間までに出してください。

地域		12月29日(金)	12月30日(土)	地域		12月29日(金)	12月30日(土)
津		容器包装 プラスチック	燃やせるごみ	香良洲		燃やせるごみ (可燃B) ※「可燃A」地区の燃や せるごみの収集は、28 日(木)が最終日です。	容器包装 プラスチック
久居	北 A・B	容器包装 プラスチック	燃やせるごみ	一志	大井・高岡	容器包装 プラスチック	燃やせるごみ
	南 A・B	燃やせるごみ	容器包装 プラスチック		波瀬・川合	燃やせるごみ	容器包装 プラスチック
河芸	A	容器包装 プラスチック	燃やせるごみ	白山	家城(福田山布引 を除く)・大三・倭	—	容器包装 プラスチック
	B	燃やせるごみ	容器包装 プラスチック		川口・ハツ山	燃やせるごみ	—
芸濃		燃やせるごみ	容器包装 プラスチック	美杉	太郎生・多気	容器包装 プラスチック	燃やせるごみ
美里		容器包装 プラスチック	燃やせるごみ		上記以外	燃やせるごみ	容器包装 プラスチック
安濃		容器包装 プラスチック	燃やせるごみ				



年々年初のごみの搬入

収集日に出せなかったごみや大量に出たごみは、下表のごみ処理施設へ直接搬入できます。年末は12月30日(土)まで、年始は1月4日(木)から搬入できます。年々年初は施設や周辺道路の混雑が予想されますので、十分注意して搬入してください。

ごみの種類	地域	搬入できる施設
燃やせるごみ	津、河芸、 芸濃	西部クリーン センター
	久居、美里、 安濃、香良洲、 一志、白山、 美杉	クリーンセンター おおたか
燃やせるごみ以外 (燃やせないごみ、 金属、びん、ペッ トボトル、容器包 装プラスチック、 その他プラスチック、 危険ごみ)	全ての地域	津市リサイクル センター (分別して搬入 してください)

搬入可能日時 月～金曜日 8時30分～12時、13時～16時30分(12月31日～1月3日を除く)

※12月30日(土)は搬入が可能です。

※資源物(新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器)については、市内6カ所のエコ・ステーションをご利用ください(エコ・ステーション毎に搬入可能日時が異なります)。詳しくは、ごみ分別ガイドブック、津市ホームページのほか、簡単にごみの出し方などが分かるごみ分別アプリ「さんあ〜る」で確認できます。



さんあ〜る



危険ごみを金属ごみの日に出さないで！

市内で「金属ごみ」の日に、ごみ一時集積所へ出された充
電式電池、中身が残った卓上カセットボンベやスプレー缶、
使い捨てライター類などが原因とみられる、ごみ収集車の火
災が発生しています。これらは「危険ごみ」の日に出すべき
ものです。

ごみ収集車の火災は、車両の損害やごみの収集時間の遅延
だけではなく、収集作業員や周囲にいる人の命にかかわる重
大な事故につながる恐れがありますので、ごみの分別ルール
を必ず守って出してください。



火災が発生したごみ収集車

危険ごみの安全な出し方

危険ごみは、品目別に透明または半透明の袋に入れて出してください。また事故を未然に
防ぐために以下の方法で正しく捨てましょう。

充電式電池

写真のように、必ず端子部分をビニールテープなどで覆っ
た状態で、透明または半透明の袋に入れて出してください。

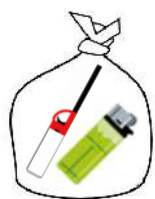
充電式電池の取り外しが困難な製品について

電気シェーバーや加熱式たばこのように充電式電池を取り
外すことが難しい製品については、次のいずれかの方法で出
してください。



- ①市内のエコ・ステーションへ持ち込む
- ②環境政策課、各総合支所地域振興課へ持ち込む
- ③津市リサイクルセンターへ持ち込む(PC・スマートフォンは不可) ※20kgを超えると有料
- ④危険ごみの日にごみ一時集積所へ出す(PC・スマートフォンは不可)

使い捨てライター類



できる限り中身を使い切
ってください。

スプレー缶・卓上カセットボンベ



穴を開けずに出せま
すが、できる限り中身を使い
切ってください。
※穴を開けると金属ごみの
日に出せます。



冬季の省エネの取り組みにご協力ください

火力発電の休止・廃止が増加傾向にあることや
生活様式の変化などにより、冬季における電力需
給は非常に厳しい見通しとなっています。国は、
計画停電を避けるために、電力需給のひっ迫が見
込まれる場合の前日に「電力需給ひっ迫注意報」
または「電力需給ひっ迫警報」を発令し、企業や
家庭に対して節電要請を行うこととしています。

津市域を含むエリアにこれらの注意報などが発
令された場合、前日16時以降と当日9時の2回、
防災行政無線を使用し、市民や事業者の皆さんへ
節電を呼びかけますので、資源エネ
ルギー庁の「省エネポータルサイ
ト」などを参考に、無理のない範囲
で節電にご協力をお願いします。



省エネ
ポータルサイト



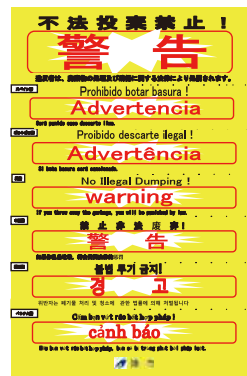
》 不法投棄の未然防止を！

不法投棄禁止啓発看板の無料配布

津市では、不法投棄を未然に防止するために日本語版と外国語版(スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語)の不法投棄禁止啓発看板を作成し、無料で配布しています。看板を設置することで、投棄者に、定期的に見回りを行い管理されている敷地であることを知らせ、不法投棄を防ぐことが期待できます。

不法投棄は、管理されておらず草が生い茂っている場所や人目につかない場所などに多く発生します。不法投棄の被害に遭わないためにも、敷地の管理や定期的な見回りを行いましょう。

また不法投棄されたごみを処分せずに、そのままにしておく、新たなごみを呼ぶことになり、状況を悪化させることとなります。不法投棄されたごみは、早急に撤去するようにしましょう。



不法投棄禁止啓発看板

事業所のごみは家庭ごみ一時集積所には出せません

家庭ごみ一時集積所は、日常生活に伴って排出された廃棄物を出す場所であり、事業所から排出された廃棄物(事業系一般廃棄物および産業廃棄物)は出せません。

事業所から排出される廃棄物については、事業系一般廃棄物であれば、西部クリーンセンターまたはクリーンセンターおたかへ搬入するか、津市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者へ依頼して処理する必要があります。

また産業廃棄物は事業者の責任で、産業廃棄物処理業の許可を得た業者へ依頼し、処理する必要があります。 ※津市の処理施設に搬入することはできません。



事業所から排出される事業系一般廃棄物の例

- 飲食店から排出される食品残さ(食べ残しなど)
- 事務所から排出されるリサイクルできない紙類(シュレッダーごみ)
- 美容院や理容室から排出される髪の毛

事業系一般廃棄物と間違えやすい産業廃棄物の例

- 飲食店から排出されるプラスチック製ストローやスプーン
- 事業所から排出されるビニール紐や緩衝材、梱包材、ペットボトル、弁当がら、空き缶、空き瓶

産業廃棄物を家庭ごみ一時集積所に排出したり、津市の処理施設に搬入すると、不法投棄に該当する場合があります。事業所から排出された廃棄物は、責任を持って事業者が自ら処理してください。

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記連絡先へご連絡ください。

また、通報時には、日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物などをお伝えください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

連絡先

- 環境政策課 ☎229-3258
- 津警察署 ☎213-0110
- 津南警察署 ☎254-0110



早期発見が早期解決につながります！
通報にご協力をお願いします。





空き家対策は予防・管理・利活用！

空き家の発生予防

① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっている場合は相続登記をしておきましょう。相続登記をしないままですと、相続人が多数になり、売却などの利活用が難しくなる場合があります(相続登記は令和6年4月1日から義務化されます)。

② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却など、利活用の方針を決めておき、家財や荷物の整理をしておきましょう。

空き家の管理

① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気や換気、敷地内の除草や庭木の剪定^{せんてい}などを行いましょ。自分でできない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょ。

② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

空き家の利活用

① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょ。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

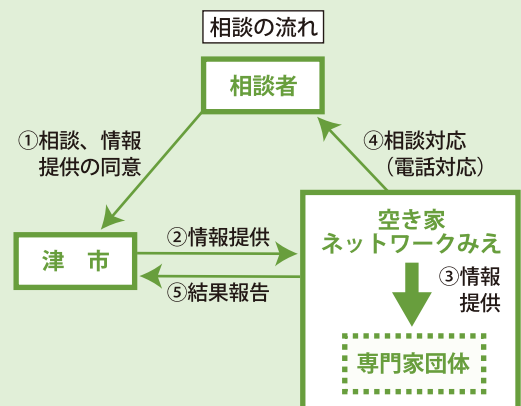
② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょ。

空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談は、相続登記や売却など専門的な内容が多いことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課へご相談ください。

問い合わせ 環境保全課(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、10時～12時、13時～16時 ※土・日曜日、祝・休日を除く)



空き家情報バンク

賃貸・売却を希望する空き家の物件情報を津市ホームページ「空き家情報バンク」で公開しています。また、空き家情報バンクで成約した空き家の家財道具処分費用、市外からの移住者が成約した空き家の改修費用の補助もありますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 都市政策課(☎229-3290)

